

# 税 務 だより



## 税に関する手続きのお知らせ

- ▽家屋を取り壊したら  
登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。
- 登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。
- ▽自動車等を廃車・譲渡したら  
原動機付自転車および小型特殊自動車 ナンバープレート・印かん・標識 交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。
- ▽自動車等を購入したら  
原動機付自転車および小型特殊自動車 印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。
- ※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。
- 原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所  
三輪および四輪以上の軽自動車

## 家屋調査にご協力を

軽自動車検査協会愛知主管事務所  
小牧支所  
二輪小型自動車・普通車  
中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所  
軽二輪自動車（1263から2503）  
愛知県軽自動車協会小牧分室  
※車両ごとに異なります。

1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、平成29年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、来年度の固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただきます。図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課  
☎95-1113



## 小牧税務署からのお知らせ 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※1）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※2）が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。（※3）

- この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- 確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関して詳しいことはお住まいの市区町村におたずねください。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額 - 給与所得控除 なお、給与等の収入金額が85万円を超える場合は、所得金額は20万円を超えます。
雑所得(公的年金等以外)	個人年金、原稿料など	総収入金額 - 必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	{ 総収入金額 - 収入を得るために直接要した金額 - 特別控除額(最高50万円) } × 1/2

※3 平成27年分以後は、外国政府等から支給を受ける公的年金等など、源泉徴収制度の対象とならない公的年金等の支給を受ける人は、この制度の適用はできません。

問合せ先 小牧税務署 ☎0568-72-2111

確定申告、町・県民税申告の注意点

▽扶養控除

扶養控除には所得の制限がありません。前年の合計所得金額が38万円を超える方は、被扶養者にはできませんのでご注意ください。また、2人以上が同一人を重複して扶養控除の対象とすることもできません。

▽障害者控除等

障害者控除、寡婦（夫）控除の適用漏れにご注意ください。前年に申告した控除が引き継がれることはありません。

▽住宅ローン控除

住宅ローン控除の適用を受けられる方は、1年目は必ず3月15日までに確定申告をしてください。期限を過ぎますと住民税の住宅ローン控除は受けられません。また、2年目以降も、勤務先の年末調整で住宅ローン控除をされない方は3月15日までに確定申告をしてください。

問合せ先 税務課

☎95-1111-2



国道41号 年末年始集中工事のお知らせ  
小牧市内 上下車線規制・夜間通行止め

国土交通省では、交通渋滞の緩和に向け国道41号の小牧市村中から犬山市五郎丸（延長7km）において現況4車線を6車線化する事業を進めています。

この中で小牧市内の盤下げ工事は、国道41号の大型車等交通量が少なくなる年末年始期間において、車線規制を伴う集中工事により実施します。

集中工事の国道41号規制内容

- ▽上下車線規制  
12月28日(水) 午後10時から  
平成29年1月4日(水) 午前6時まで
- ▽夜間通行止め  
12月29日(木)、30日(金)両日  
午後10時から翌朝6時まで
- ▽集中工事区間  
国道41号 村中交差点から横内惣境交差点

※集中工事期間中は道路の混雑が予想されます。皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。



愛知国道事務所 国道41号年末年始集中工事ホームページをご覧ください。  
http://www.cdr.nlit.go.jp/alkoku/h28route41  
「愛知国道」で検索

工事に関する問合せ  
国道41号集中工事サポートセンター  
☎0120-297-415  
(サポートセンター受付期間 平成29年1月5日まで)

